

<報道発表資料>

令和7年3月27日

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

令和7年度「京都市青年期健康診査」の実施

京都市では、若い時期からの健康管理を促すことで、糖尿病などの生活習慣病を予防し、さらなる健康長寿の推進のため、青年期健康診査を実施しています。

この度、令和7年度の実施内容についてお知らせします。

【京都市青年期健康診査概要】

- 対象者
職場等で健診を受ける機会のない18～39歳の京都市民の方
※ 昭和61年4月1日以降生まれの方で、受診日現在18歳以上の方
※ 学生や妊婦の方は対象外
- 受診期間
令和7年4月21日（月）～令和8年3月31日（火）
※ 受診期間中、1回に限り受診できます。
- 受診場所
指定医療機関（病院・診療所）
- 健診項目
問診、身体計測（身長・体重・腹囲測定）、診察、血圧測定、血液検査（血中脂質・血糖・肝機能・貧血・腎機能他）、尿検査
※ 胸部X線検査、視力・聴力検査、心電図検査はありません。
- 受診料金
3,000円（約10,000円相当の健診が、自己負担額3,000円で受診できます。）
※ 生活保護受給中の方は、生活保護受給証明書（令和7年4月1日以降に京都市が発行したもの）を提出することで、受診料金が免除されます。

● 申込方法

受診するためには、事前に受診券交付申請が必要です。次のいずれかの方法で受診券を入手してください。

- ① 各区役所・支所健康長寿推進課（健康長寿推進担当）の窓口：即日交付
- ② 「京都いつでもコール」：月末までの申請で、翌月の15日までに配送にて交付

京都いつでもコール（年中無休 受付時間：午前8時～午後9時）

電話：075-661-3755 ※おかけ間違いに、御注意ください。

FAX: 075-661-5855

ホームページ： <https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

<各区役所・支所での交付申請時に必要なもの>

本人確認書類（氏名、住所、生年月日が確認できるもの）

（例）マイナンバーカード、運転免許証など

● 申込期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月28日（土）

● 受診当日の持ち物

受診券、受診票（受診券と一緒にお渡しします。）、受診料金（3,000円）、保険証又は資格確認書

※ マイナ保険証の利用の可否については各医療機関に御確認ください。

● 健診結果について

受診日から約1か月後に、受診された医療機関から、健診結果とメタボリックシンドローム判定が手渡し（又は郵送）で通知されますので、必ず御確認ください。

※ 結果の通知方法は医療機関により異なりますので、受診時に御確認ください。

・ 健診結果が「要医療」の場合

精密検査が必要です。受診された病院やかかりつけ医で再検査を受けていただき、必要に応じて治療をしてください。

・ メタボリックシンドローム判定が「基準該当」又は「予備軍該当」の場合

生活習慣病の発症リスクが高く、早急な生活習慣の見直しや改善が必要です。各区役所・支所保健福祉センターでは、予約制で健康相談（無料）を受け付けています。保健師や管理栄養士等の健康づくりの専門家が生活習慣改善のポイントを一緒に考え、あ

あなたの健康づくりを支援していますので、ぜひ、御利用ください。健康相談を御希望の方は、事前に、各区役所・支所保健福祉センター健康長寿推進課健康長寿推進担当に御連絡をお願いします。

<お問合せ先>

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

電話：075-222-3424